小規模事業場向けサービス

地域窓口（地域産業保健センター）

産業医の選任義務のない労働者50名未満の小規模事業場の事業主やそこで働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供しています。　**※事前のお申し込みが必要です**

01

労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談

健康診断の結果、脳・心臓疾患の異常所見があった労働者に対して、医師等が日常生活面での指導を行います。
また、メンタルヘルス不調を感じている労働者に対して、医師等が相談・指導を行います。
※医学的診断を行うものではありません。

02

健康診断の結果についての医師からの意見聴取

健康診断で異常所見があった労働者に関して、就業措置（通常勤務可、就業制限、要休業）などの健康保持のための対応策について、事業主が医師から意見を聴くことができます。

03

「長時間労働者」や「ストレスチェックに係る高ストレス者」に対する面接指導

「時間外労働が長時間に及ぶ労働者」や「ストレスチェックの結果、高ストレスであるとされた労働者」に対し、医師が面接指導を行います。

04

個別訪問による産業保健指導

個別に事業場を訪問し、
・医師等が、健康診断結果に基づいた健康管理等に関する保健指導や労働者からの健康診断結果等に関する健康相談を行います。
・医師が事業所や作業場等の巡視を行い、改善が必要な場合には助言します。
・必要に応じて、専門スタッフが作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策など、労働衛生管理に関する総合的な助言・指導を行います。

※申込は**裏面用紙**または**当センターホームページ**の「地域産業保健センター」→「◆ご利用お申込み方法」に掲示されています。必要事項をご記入のうえ、**当該事業場所在地を担当する地域産業保健センター**に **FAX** にてお申込みください。
※利用回数には**原則年２回**までの制限があります。

独立行政法人労働者健康安全機構　**山口産業保健総合支援センター**
〒753－0051　山口市旭通り2-9-19山口建設ビル4F　　電話 083-933-0105　　FAX 083-933-0106
ホームページ https://www.yamaguchis.johas.go.jp

（令和６年４月改訂）